

# 幼児教育・保育の 無償化のご案内

福井市

(令和2年4月1日改訂)

## 目 次

1	無償化の概要	1
	(1) 無償化の対象範囲	1
	(2) 認定について	2
	(3) 保育の必要性について	2
2	保育園、認定こども園を2・3号認定で利用されている方	3
	(1) 保育料の無償化	3
	(2) 給食費の支払い方	3
3	新制度幼稚園、認定こども園を1号認定で利用されている方	4
	(1) 保育料の無償化	4
	(2) 一時預かり事業(幼稚園型)利用料の無償化	4
	(3) 副食費の無償化	4
4	私学助成幼稚園を利用されている方	5
	(1) 保育料の無償化	5
	(2) 預かり保育利用料の無償化	5
	(3) 副食費の無償化	6
5	認可外保育施設を利用されている方など	7
	(1) 保育料の無償化	7
	(2) 給付(償還払い)の受け方	7
6	企業主導型保育施設を利用されている方	8
	(1) 利用料の無償化	8
	(2) 給付(償還払い)の受け方	8
7	問い合わせ先	9

# 1 無償化の概要

幼児教育・保育の無償化は、主に3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校就学前までの子どもと、2歳児クラス(2歳で迎える4月1日の年度)までの住民税非課税世帯の子どもが対象になります。

無償化の対象となる施設やサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。

無償化の対象となるためには、施設やサービスを利用する前に「認定」を受ける必要があります。

## (1) 無償化の対象範囲

無償化の対象と条件は以下のとおりです。

利用している施設		無料になる範囲		手続き
		3~5歳児クラス	住民税非課税世帯の0~2歳児クラス	
保育の必要性がない	幼稚園のみ	園の利用料 注：私学助成幼稚園※1、 国立大学附属幼稚園※2は 月額25,700円まで。 (満3歳児を含む。)	/	原則、不要  注：私学助成幼稚園、国立大学 附属幼稚園は「施設等利用 給付認定」が必要です。 利用する園で手続きしてく ださい。
	保育園、 認定こども園のみ	園の利用料		園の利用料
保育の必要性がある	幼稚園または 認定こども園(1号※3) + 幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(幼稚園型) を含む。)	園の利用料 + 月額11,300円までの 預かり保育の利用料	園の利用料 + 月額16,300円までの 預かり保育の利用料 (満3歳児の子どものみ)	「施設等利用給付認定」 (保育の必要性の認定)が 必要です。  利用する幼稚園または認定こ ども園で手続きしてください。
	認可外保育施設など※4 のみ	月額37,000円まで の施設の利用料	月額42,000円まで の施設の利用料	「施設等利用給付認定」 (保育の必要性の認定)が 必要です。  市役所で手続きしてください。
	企業主導型保育施設	標準的な利用料	標準的な利用料	年齢や利用枠によって異な ります。  「6 企業主導型保育施設を利用されている方」を参照してください。
就学前の障がい児の 発達支援施設など		施設の利用料	施設の利用料 (既に無料)	不要

※1 仁愛女子短期大学附属幼稚園

※2 福井大学教育学部附属幼稚園

※3 認定こども園の利用に際して保育の必要性などに応じて認定される区分のうち、満3歳以上で教育を希望する子どもに認定される号級

※4 認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、一時預かり事業、病児保育事業

## (2) 認定について

サービスや無償化給付を受けるためには、給付認定が必要となります。

すでに保育園や認定こども園を利用している場合は、現在、教育・保育給付認定1～3号を受けていますが、これらの認定に変更はありません。

私学助成幼稚園又は国立大学附属幼稚園を利用している人、幼稚園、認定こども園の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、施設等利用給付認定1～3号を受ける必要があります。手続きについては「6 問い合わせ先」記載の各課または各施設にお問い合わせください。

### 認定の種類及び区分

#### ■教育・保育給付認定1～3号

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設等
1号	満3歳以上	なし	認定こども園(1号)、 新制度幼稚園
2号	満3歳以上	あり	認可保育園、 認定こども園 (2、3号)
3号	0～2歳		

#### ■施設等利用給付認定1～3号

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設等
1号	満3歳以上	なし	私学助成幼稚園、 国立大学附属幼稚園
2号	3歳児以上	あり	・幼稚園、 認定こども園(1号) + 預かり保育  ・認可外保育施設 など
3号	0～2歳児かつ 住民税非課税世帯 (満3歳児を含む。)		

## (3) 保育の必要性について

「保育の必要性の認定」を受ける場合、父母のいずれもが次の「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。

なお、事由によって有効期限が異なります。

事由	基準
①就労	1月あたり64時間以上労働することが常態であること。
②妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。 (出産予定日の3カ月前～産後8週まで)
③保護者の疾病、障がい	次のいずれかに該当し、子どもの保育が困難であること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。
④親族の介護・看護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時看護又は介護していること。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。
⑦就学	・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。 ※自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く
⑧育児休業を取得して 育児中	育児休業を取得しており、その対象となる子ども(1歳未満)の育児のために兄弟の保育ができないこと。
⑨育児休業を取得しないで 育児中	出生後8週後から1歳までの間にある子どもの育児のために兄弟の保育ができないこと。

## 2 保育園、認定こども園を2・3号認定で利用されている方

無償化によるご家庭への影響は以下のとおりです。

### (1) 保育料の無償化

3～5歳児の保育料が無償化されるため、施設への支払いがなくなります。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	現在	2019年10月～
3～5歳児	市が設定する、所得に応じた保育料	無償
0～2歳児 住民税非課税世帯の場合		
0～2歳児 住民税課税世帯の場合		無償化対象外

- 多子世帯の保育料負担軽減は、現行(第2子半額、第3子無償)どおり続きます。

### (2) 給食費の支払い方

3～5歳児の給食費は保育料に含まれていた副食費が実費となり、主食費と副食費をまとめて保育園等にお支払いいただくことになります。

	3～5歳児		0～2歳児	
	現在	2019年10月～	現在	2019年10月～
主食費(ごはん、パンなど)	実費	実費	保育料に含む	
副食費(おかず、おやつ、ミルクなど)	保育料に含む			

- 実費の額は施設から示され、施設に対して支払います。
- 年収360万円未満<sup>※1</sup>世帯及び第3子<sup>※2</sup>以降は、副食費が免除されます。(長期休業中は除きます)
  - ※1 実際には市民税所得割額で計算します。
  - ※2 第3子の考え方は、国の保育料の多子軽減の考え方に基づきます。
- 上記に関わらず、保護者と生計を一にする第3子以降は、副食費が4,500円/月を上限に減額されます。(長期休業中は除きます)

### 3 新制度幼稚園、認定こども園を1号認定で利用されている方

無償化によるご家庭への影響は以下のとおりです。

#### (1) 保育料の無償化

満3～5歳児の保育料が無償化されるため、施設への支払いがなくなります。なお、一時預かり事業(幼稚園型)利用料(下記(2)を除く)、給食費(下記(3)を除く)、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	現在	2019年10月～
満3～5歳児	市が設定する、所得に応じた保育料	無償

・多子世帯の保育料負担軽減は、現行(第2子半額、第3子無償)どおり続きます。

#### (2) 一時預かり事業(幼稚園型)利用料の無償化

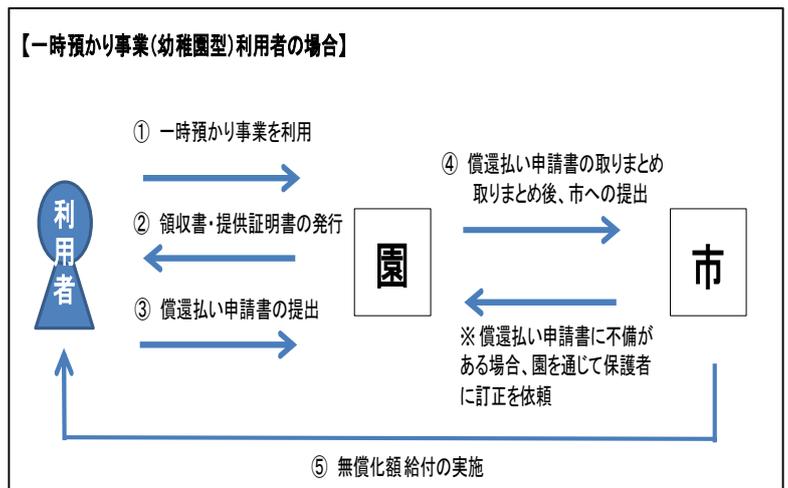
市から施設等利用給付認定2・3号を受けた場合に、一時預かり事業(幼稚園型)利用料について11,300円/月(※満3歳児で住民税非課税世帯の場合は16,300円/月)まで無償(償還払い)となります。(450円×利用日数)

●一時預かり事業(幼稚園型)の無償化の対象となるには

教育・保育給付認定1号に加えて、施設等利用給付認定2・3号を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

●十分な預かり保育が提供されていない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。この場合も、無償化の上限額は11,300円/月(上記※の場合は16,300円/月)です。



【無償化給付の受け方】償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける。)

#### (3) 副食費の無償化

これまでどおり園にお支払いいただきます。

	現在	2019年10月～
主食費(ごはん、パンなど)	実費	実費
副食費(おかず、おやつ、ミルクなど)		

・年収360万円未満<sup>\*1</sup>世帯及び第3子<sup>\*2</sup>以降は、副食費が免除されます。(長期休業中は除きます)

※1 実際には市民税所得割額で計算します。

※2 第3子の考え方は、国の保育料の多子軽減の考え方にに基づきます。

・上記に関わらず、保護者と生計を一にする第3子以降は、副食費が4,500円/月を上限に減額されます。(長期休業中は除きます)

## 4 私学助成幼稚園を利用されている方

無償化によるご家庭への影響は以下のとおりです。

### (1) 保育料の無償化

無償化により、満3～5歳児の入園料・保育料が25,700円/月まで無償化になります。なお、預かり保育利用料(下記(2)を除く)、給食費(次ページ(3)を除く)、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

幼稚園を利用している人が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定1～3号のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象	認定区分
下記以外の私学助成幼稚園利用者	施設等利用給付認定1号
3～5歳児で保育の必要性がある人 (預かり保育の無償化を希望する人)	施設等利用給付認定2号
満3歳児(3歳の誕生日の翌月1日から初めて迎える3月31日までの子ども)で保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯の子ども (預かり保育の無償化を希望する人)	施設等利用給付認定3号

・満3歳児は、プレ保育とは異なります。全ての私学助成幼稚園が実施しているものではありません。

子どもの年齢・認定		現在	2019年10月～	
満3～5歳児	施設等利用給付認定1号	園が定めた入園料・保育料を支払い、私立幼稚園就園奨励費制度により年額62,200円～	25,700円/月を上限に無償化*	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児	施設等利用給付認定2号	308,000円の支給		月額11,300円/月を上限に預かり保育料が無償化
満3歳児	施設等利用給付認定3号			

※ 原則として現物給付(市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む。)となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける。)場合があります。

### (2) 預かり保育利用料の無償化

市から施設等利用給付認定2・3号を受けた場合に、預かり保育利用料について11,300円/月(※満3歳児で住民税非課税世帯の場合は16,300円/月)まで無償(償還払い)となります。(450円×利用日数)

#### ●預かり保育の無償化の対象となるには

施設等利用給付認定2・3号を受ける必要があります。必要な書類を準備し、市に申請してください。

#### ●十分な預かり保育が提供されていない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。この場合も、無償化の上限額は11,300円/月(上記※の場合は16,300円/月)です。

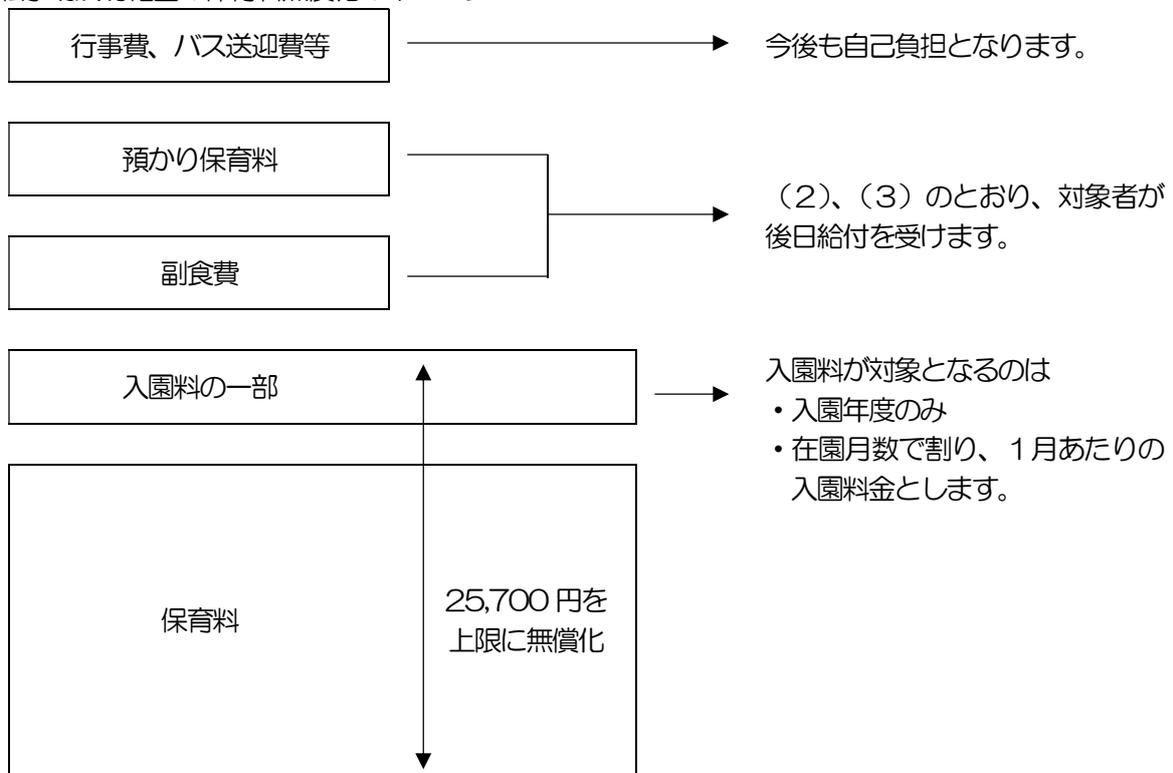
### (3) 副食費の無償化

これまでどおり園にお支払いいただきます。

	現在	2019年10月～
主食費(ごはん、パンなど)	実費	実費
副食費(おかず、おやつ、ミルクなど)		

- 年収360万円未満<sup>※1</sup>世帯及び第3子<sup>※2</sup>以降は、副食費が無償になります(償還払い)。償還払いには申請手続きが必要です。(長期休業中は除きます)
  - ※1 実際には市民税所得割額で計算します。
  - ※2 第3子の考え方は、国の保育料の多子軽減の考え方にに基づきます。
- 上記に関わらず、保護者と生計を一にする第3子以降は、副食費が4,500円/月を上限に減額されます。(長期休業中は除きます)

#### ■私学助成幼稚園の保育料無償化のイメージ



保育料が25,700円/月を超える場合、超過分は無償になりません。

## 5 認可外保育施設を利用されている方など

無償化によるご家庭への影響は以下のとおりです。  
(施設に入園していない在宅児童なども含みます。)

### (1) 保育料の無償化

無償化の対象となるためには、市から施設等利用給付認定2・3号を受ける必要があります。施設からは案内されませんので、保護者自身が市に対して手続きをすることが必要です。

子どもの年齢	現 在	2019年10月～
3～5歳児	対象外	合計37,000円/月まで無償
0～2歳児 住民税非課税世帯の場合		合計42,000円/月まで無償
0～2歳児 住民税課税世帯の場合		無償化対象外

#### ●対象となる施設やサービス

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育です。

ただし、対象となる施設やサービスは、事業者が市の「確認」を受けている必要があります。

### (2) 給付(償還払い)の受け方

施設から領収書や提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が市に直接、給付申請書を提出し、利用料の償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)を受けます。

## 6 企業主導型保育施設を利用されている方

無償化によるご家庭への影響は以下のとおりです。

### (1) 標準的な利用料の無償化

無償化により、標準的な利用料が無償化になります。なお、給食費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

無償化の対象となるためには、市から教育・保育給付認定2・3号を受ける必要があります。

子どもの年齢	現 在	2019年10月～
4～5歳児	対象外	23,100円/月まで無償
3歳児		26,600円/月まで無償
1～2歳児 住民税非課税世帯の場合		37,000円/月まで無償
0歳児 住民税非課税世帯の場合		37,100円/月まで無償
0～2歳児 住民税課税世帯の場合		無償化対象外

### (2) 無償化に必要な手続き

無償化の対象となるための手続きは以下のとおりです。

年齢	世帯の課税状況	利用枠	保育の 必要性	対象、 対象外	手続き
3～5歳児	—	従業員枠	—	対象	特になし
		地域枠	あり	対象	市へ教育・保育給付認定（2号）を申請 ※すでに認定されている場合は不要
			なし	対象外	—
0～2歳児	住民税非課税世帯	従業員枠	—	対象	市から課税状況を証明する書類を取得 ※詳細は、利用する企業主導型保育施設へお問い合わせください。
		地域枠	あり	対象	市へ教育・保育給付認定（3号）を申請 ※すでに認定されている場合は不要 市から課税状況を証明する書類を取得 ※詳細は、利用する企業主導型保育施設へお問い合わせください。
			なし	対象外	—
	住民税課税世帯	—	—	対象外	—

## 7 問い合わせ先

就学前障がい児の発達支援に関する事	障がい福祉課	☎ 0776-20-5435
私学助成幼稚園に関する事	学校教育課	☎ 0776-20-5350
上記以外の幼児教育・保育に関する事	子育て支援課	☎ 0776-20-5270